

## 福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくために、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みを進めていくことを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において「地域医療勤務環境改善支援事業」（以下「補助事業」という。）とは、①地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関において、当該医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく新規の取組を総合的に実施する事業や、②地域医療において特別な役割があり、かつ病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは多領域の診療科を設置した上で、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能等を習得できるような医師を育成しつつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関において、当該医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく新規の取組を総合的に実施する事業や、③地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関に対し、医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師を原則として新規に派遣する事業（同一法人間の医師派遣は対象外）をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所）の開設者をいう。

3 この要綱において「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関をいう。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置していること。

(2) 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある(年の720時間を超え、960時間以下の)医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

(3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成していること。その上で

、特定労務管理対象機関においては、G-MIS に登録していること。また、当該委員会は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

(4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付対象となる事業者は、補助事業に取組む事業者として知事が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

3 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象経費及び基準額)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出した額の合計額を交付額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 資産の形成に繋がると知事が認める事業については、以下のとおりとする。

ア 補助事業を実施するために必要な医療機器等の整備に対する補助金

イ 別表の第1欄に定める基準額に対象経費の支出額の総額に占める当該事業の対象経費の支出額の割合を乗じた額と第2欄に定める対象経費のうち当該事業の対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

(2) その他の事業については、以下のとおりとする。

ア 補助事業を実施するために必要な経費のうち前項に該当する経費以外の支出に対する補助金

イ 別表の第1欄に定める基準額に対象経費の支出額の総額に占める当該事業の対象経費の支出額の割合を乗じた額と第2欄に定める対象経費のうち当該事業の対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事に協議の上、様式第2号により行わなければならない。

(交付の条件)

第9条 知事は、この補助金の交付の決定に当たって、次の条件を付するものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、事業完了後(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日の属する年度の終了後)5年間保管しておかななければならないこと。

(6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする

(実績報告)

第11条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1カ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別途定める。

別表（第5条関係）

	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
地域医療勤務環境改善支援事業	①病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）に 133 千円を乗じて得た額とする。 令和8年度までの措置として、別途定める条件に該当する場合は、133千円を266千円とする。ただし報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。	医師労働時間短縮計画に基づく新規の取組みを総合的に実施するために要する経費（※）	2対象経費のうち、資産の形成に繋がると知事が認める事業は4分の3、その他の事業は10分の10とする。
	②病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。）に 133 千円を乗じて得た額とする。 令和8年度までの措置として、別途定める条件に該当する場合は、133千円を266千円とする。ただし報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。	医師労働時間短縮計画に基づく新規の取組みを総合的に実施するために要する経費（※）	2対象経費のうち、資産の形成に繋がると知事が認める事業は4分の3、その他の事業は10分の10とする。
	③派遣する医師の派遣先医療機関における労働時間に対して1時間あたり7.1千円を乗じて得た額とする	派遣する医師の派遣先医療機関における労働時間に、派遣元の医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人の1時間あたりの経常利益相当額を乗じた額	

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲においては対象外。その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては対象とすることができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月9日から施行し、令和2年度から令和4年度の補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行し、令和2年度から令和4年度の補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行し、改正後の福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度から令和5年度の補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行し、改正後の福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度から令和5年度の補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月17日から施行し、改正後の福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月29日から施行し、改正後の福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度の補助金から適用する。